

富山県個人情報保護審議会答申概要（答申第7号）

件名 第 回富山県情報公開審査会の会議録（電磁的記録）に記録された保有個人情報に係る非開示決定に対する異議申立ての件

開示請求年月日 平成19年5月23日

実施機関の決定年月日 平成19年6月12日

実施機関（担当課） 知事（文書学術課）

決定内容 非開示決定

非開示理由 請求に係る保有個人情報は保有していないため。

異議申立て年月日 平成19年6月13日

異議申立ての内容 非開示決定を取り消し、請求に係る保有個人情報の開示を求める。

諮問年月日 平成19年6月18日

答申年月日 平成20年1月17日

答申の概要

< 審議会の結論 >

富山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった保有個人情報について行った非開示決定は、妥当である。

< 審議会の判断 >

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、異議申立人が意見陳述をした情報公開審査会の会議録に係る電子文書に記録されている保有個人情報の開示を求めるというものである。

これに対し、実施機関は、当該電子文書は富山県個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づく開示請求の対象となる保有個人情報が記録されている公文書（以下「条例上の公文書」という。）には該当しないとして、本件対象保有個人情報が記録されている本件対象文書に該当する公文書は保有していないことを理由に非開示とする本件処分を行ったものであるから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件電子文書の公文書該当性について

異議申立人は、自らが出席して意見陳述を行った平成 年 月 日開催の情報公開審査会の会議録に係る電子文書（以下「本件電子文書」という。）は、既に作成されている当該審査会の会議録の作成段階で電子保管されているから、条例上の公文書と考えるべきであり、それが本件対象文書であると主張している。

これに対し実施機関は、条例上の公文書に該当するのは、組織的に業務上必要な共用のもの

として利用・保存されている文書であり、これを情報公開審査会の会議録について見ると、紙媒体に印字された文書（以下「紙文書」という。）がそれに当たり、本件電子文書はそれには当たらないと説明している。

条例上の公文書については、条例第2条第3項ただし書で引用している富山県情報公開条例第2条第2項の規定により、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有していれば、本件電子文書のような電磁的記録もこれに当たるものとされている。そこで、本件電子文書が条例上の公文書に該当するかどうかは、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」といえるかどうかによって判断されるものであるところ、これについては、作成又は取得の状況、利用の状況、保管、保存又は廃棄の状況などを総合的に検討することが必要であると考えられる。

作成又は取得の状況

本件電子文書は、実施機関の職員が紙文書による情報公開審査会の会議録の作成の補助用として一時的に作成したものであり、当該紙文書の作成前においては、当該職員の個人的検討段階のものに留まっていると認められる。

利用の状況

本件電子文書は、紙文書による会議録の作成前は上記のとおり個人的検討段階のものに留まり、当該紙文書作成後は当該紙文書を職員共用のものとして利用するので、いずれにしても本件電子文書を職員共用のものとして利用することは予定されていないという実施機関の説明に、特段、不自然又は不合理な点は認められない。

保管、保存又は廃棄の状況

本件電子文書は、上記のとおり紙文書による会議録の作成後の利用は予定されておらず、職員個人の判断で適宜廃棄できる状態にあるので、仮にそのデータがパソコン等の記憶装置に残存していたとしても、紙文書の会議録を業務上必要な職員共用のものとして組織的に管理・保存しており、本件電子文書はそのようなものとしては保有していないという実施機関の説明にも、上記と同じく、不自然又は不合理な点は認められない。

以上、本件電子文書については、その作成、利用及び保管等の状況に照らして「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とはいえないことから、条例上の公文書には該当しないものと認められ、この点に関する異議申立人の主張は採用できない。

したがって、実施機関は、本件対象保有個人情報記録されているとする本件対象文書を条例上の公文書としては保有していないものと認められるので、本件対象保有個人情報について保有していないことを理由に非開示とした本件処分は、妥当なものと判断する。

別記

審議会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成19年 6月18日	諮問書を受理
平成19年 9月20日	諮問実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成19年10月 2日	非開示理由説明書を受理
平成19年10月 3日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成19年10月25日 (第26回審議会)	諮問事案の概要説明・審議 実施機関の職員から非開示理由説明を聴取
平成19年11月 1日	異議申立人の意見書を受理
平成19年11月29日 (第27回審議会)	審議
平成19年12月25日 (第28回審議会)	異議申立人から意見を聴取 審議
平成20年 1月17日 (第29回審議会)	審議 答申

富山県個人情報保護審議会委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏名	役職名	備考
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
小 路 みつ子	富山県婦人会副会長	
西 紀美子	元富山市理事 社会福祉法人富山国際学園福祉会理事	
濱 谷 元一郎	前富山県商工会議所連合会常任理事	
細 川 俊 彦	弁護士 金沢大学法科大学院教授	会長

(参考)

富山県個人情報保護条例(抄)

(定義)

- 第2条 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができるので、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- 2 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者をいう。
- 3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号)第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
- 4 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

富山県情報公開条例(抄)

(定義)

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者をいう。
- 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 富山県公文書館、富山県立図書館その他の県の施設において、県民の利用に供することを目的として管理されているもの